

尾張旭市公共施設等総合管理計画漫画版パンフレット制作業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市公共施設等総合管理計画漫画版パンフレット制作業務委託を実施するにあたり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市公共施設等総合管理計画漫画版パンフレット制作業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意志のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

尾張旭市公共施設等総合管理計画漫画版パンフレット制作業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年2月28日（水）まで

4 見積限度額（上限）

1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 平成28・29年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の

申立てがされている者でないこと。

- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

## 6 選定日程

内 容	日 時
公募開始（市ホームページ掲載）	8月10日（木）
提案者募集期間	8月10日（木）～8月31日（木）
質問受付期間	8月10日（木）～8月25日（金）
質問回答期日	8月29日（火）
参加表明書提出期限	8月31日（木）
企画提案書等提出期限	9月11日（月）
企画提案書の審査	9月11日（月）～9月15日（金）
選定結果通知	9月中旬から9月下旬
契約に関する協議	別途通知
契約締結	10月上旬

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

※ 書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。

## 7 質問の受付等

本業務委託に関する質問については、事前に参加表明書を提出した参加者からの質問のみ受け付ける。

実施要領、仕様書等に関する質問については、次の方法で提出すること。

### (1) 提出期限

平成29年8月25日（金）午後5時まで

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 提出書類

質問書（様式7）

### (3) 提出先

尾張旭市役所 総務部財産経営課 財産経営係

電子メールアドレス [zaisankeiei@city.owariasahi.lg.jp](mailto:zaisankeiei@city.owariasahi.lg.jp)

※ 件名に「公共施設等総合管理計画漫画版パンフレット制作業務委託」と明記すること。

(4) 質問に対する回答

尾張旭市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、全ての参加者に対して、平成29年8月29日（火）までに電子メールにより回答する。

ただし、質問の内容によって、本プロポーザルによる業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 業務実施体制（様式4）
- (5) 予定技術者調書（様式5）
- (6) 企画提案書表紙（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

9 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

参加表明書：平成29年8月31日（木）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類	提出部数等	提出期限
参加表明書（様式1）	原本1部	8月31日（木）

(3) 提出場所

尾張旭市役所 総務部 財産経営課 財産経営係

(4) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案等

本プロポーザルに参加する者は、必要書類等を次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

平成29年9月11日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類	提出部数等	提出期限
会社概要（様式2）	原本1部（クリップ留め） 写し7部（ホチキス留め）	9月11日（月）
業務実績（様式3）		
業務実施体制（様式4）		
予定技術者調書（様式5）		
企画提案書表紙（様式6）		
企画提案書（様式任意）		
見積書（様式任意）※要押印	2部提出	

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 業務実績（様式3）

業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

イ 予定技術者調書（様式5）

配置予定の管理技術者及び担当技術者の業務実績等について、様式5に簡潔に記載すること。記載した業務実績について、業務証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。

ウ 企画提案書（様式任意）

(ア) 提案書は業務の遂行に対する考え方、スケジュール、本市との役割分担、業務体制、業務実績、デザインイメージ、パンフレット活用方法案を含む内容を記載すること。本文記述形式は特に指定しないが、仕様書の内容及び様式の注意書きを踏まえて、本市が理解できるような構成とするとともに、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。なお、10枚以内とする。

(イ) 文字サイズは、11pt以上とする。

(ウ) デザインイメージ表示等は様式を問わない。

(エ) 本市または本市近隣自治体に設置された学校教育法第1条及び第124条に規定される学校及び専修学校との連携による企画の提案を拒まない。

エ 見積書（様式任意）

(ア) 見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税抜）を記載すること。

(イ) 内訳金額には、人件費及びその他経費も記載すること。

(ウ) 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

(4) 提出場所

尾張旭市役所 総務部 財産経営課 財産経営係

(5) 提出方法

持参又は郵送

## 11 企画提案書の審査

### (1) 審査期間

提出期限後、1週間程度

### (2) 審査方法

企画提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選考する。なお、配点は、企画提案420点満点、業務執行能力196点満点、価格提案84点満点、計700点満点とする。

### (3) 審査結果通知

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

### (4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 12 契約の締結

(1) 提案書に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、最優秀提案者との協議により、契約を締結する段階で項目を追加、変更及び削除する場合がある。

### (2) 契約の締結

上記協議のうえ、最終見積書の提出を受け、委託内容を決定して契約を締結する。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

### (3) その他

契約の締結については、尾張旭市所定の「尾張旭市設計業務等委託契約約款」に基づくものとする。

## 13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡の上、担当窓口へ直接持参又は郵送すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

## 14 その他

- (1) 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案書の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得ずに提出書類の内容を無

償で使用できるものとする。

- (8) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に断りがない限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (11) 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (12) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (13) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

#### 15 提出先及び問い合わせ先

尾張旭市役所 総務部 財産経営課 財産経営係（担当 山田・神田）

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1

電話 0561-76-8114（直通）

FAX 0561-52-0831

e-mail [zaisankeiei@city.owariasahi.lg.jp](mailto:zaisankeiei@city.owariasahi.lg.jp)